

役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本ボイラ協会（以下「協会」という。）の役員給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員給与は、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、役員給、都市手当、扶養手当、通勤手当及び賞与とする。

常勤役員以外の役員に役員給与を支給する場合には、会長が別に定める。

第3条 役員給与は、法令に基づきその役員の役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。ただし、会長が別に定める場合には、その役員の預金又は貯金口座への口座振込みの方法によることができるものとする。

(役員給月額)

第4条 常勤役員の役員給の月額は、会長が別に定める。

(都市手当の月額)

第5条 常勤役員の都市手当の月額は、役員給に100分の4を乗じて得た額とする。

ただし、会長及び副会長には支給しない。

(扶養手当)

第6条 扶養手当の支給については、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律を準用する。

ただし、会長、副会長及び専務理事には支給しない。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担している常勤役員に支給する。

2 前項の交通機関には新幹線鉄道等を含むものであり、この場合の取扱については別に定める。

3 通勤手当の月額は、最も合理的かつ経済的と認められる通常の経路及び方法による1ヵ月の通勤に要する運賃等の額とする。

(給与の支給方法)

第8条 給与（賞与を除く。以下次条において同じ。）は、毎月16日にその月額を支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げるが、当該日も休日のときは所定支給日の翌日に繰り下げて支給する。

(日割り計算)

第9条 新に常勤役員となった者には、その日から給与を支給する。

- 2 常勤役員が離職したときは、その日まで給与を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項で支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は、歴日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与)

第10条 常勤役員に支給する賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する常勤役員に支給する。支給日については、会長が別に定める。
- 3 期末手当の額は、常勤役員が受けるべき役員給に都市手当（都市手当が支給されている常勤役員に限る。以下この条において同様である。）及び役員給に100分の25を乗じて得た額の合計額に会長が別に定める加算割合を乗じて得た額に、役員給及び都市手当並びに扶養手当（扶養手当が支給されている常勤役員に限る。）並びに役員給に100分の25を乗じて得た額の合計額に会長が別に定める支給率を乗じて得た額とする。
- 4 勤勉手当の額は、常勤役員が受けるべき役員給及び都市手当並びに役員給に100分の25を乗じて得た額の合計額に、役員給及び都市手当並びに役員給に100分の25を乗じて得た額の合計額に会長が別に定める加算割合を乗じて得た額の合計額に会長が別に定める支給率を乗じて得た額とする。

(実費弁償)

第11条 協会の業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(実施に関して必要な事項)

第12条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

- この規程は、昭和50年1月1日から施行する。
- この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。

役員給与規程第4条の役員給与を定める件

平成21年6月16日

役員給与規程第4条の役員給与の月額は、下記に定める金額の範囲内で会長が決定する。

ただし、会長及び副会長は4号を、専務理事は3号を、常務理事及び監事は1号を適用する。

1号	2号	3号	4号	5号
728,000	784,000	843,000	922,000	994,000